

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

主な意見の要旨

意見募集期間 平成23年9月30日～10月20日

意見提出者数 18名（意見項目数123件）

主な意見の要旨

- 1．治水対策の大きな転換を図るために条例が必要であり、賛同する。
- 2．河川対策だけでなく、流域対策、減災対策（ソフト対策）にも重点的に取り組むべき。
- 3．総合治水が環境に寄与することを認識し、環境や景観に配慮して推進すべき。
- 4．参画と協働の視点で、行政と住民・民間がパートナーシップを結んで推進すべき。
- 5．総合治水推進計画は流域圏を基本として、小流域単位に分けた整理を行い、見直しの実施と透明性と意見反映を確保すべき。
- 6．総合治水推進協議会には県民が参画し、条例の実効性を確保するため、県が主導すべき。
- 7．利水ダムの利活用を積極的に推進すべき。
- 8．調整池の設置・保全是義務化すべき。
- 9．雨水貯留浸透、貯水施設の水位下げ、遊水機能の維持、耐水化にはインセンティブが必要。
- 10．雨水貯留や遊水地には日常の利用と併せて推進されたい。
- 11．土地利用変更の抑制、ポンプ排水の抑制には実効性を持たせるべき。
- 12．県民ニーズに応じた県民にわかりやすい浸水被害に関する情報提供をすべき。